法務省民商第13号 令和3年1月29日

法務局長 殿地方法務局長 殿

法務省民事局長 (公印省略)

「商業登記法等の一部を改正する法律等の施行に伴う電子認証事務の取扱いについて(平成12年9月29日付け法務省民四第2274号民事局長通達)」の一部改正について(通達)

商業登記規則等の一部を改正する省令(令和3年法務省令第2号)の施行等に伴い、標記の当職通達の一部を下記のとおり改正し、本年2月15日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- 2 別紙第1号様式から別紙第5号様式までを次のように改める。

改 正 後

改正前

第1 管轄登記所における事務の取扱い

[1を削る。]

1 電子証明書の発行の請求

(1) 電子証明書の発行の請求をすることができる者規則第33条の6第1項の請求(以下「電子証明書の発行の請求」という。)をすることができる者は, 法第12条第1項各号に掲げる者である(法12条の2第1項本文)が,以下の者については,この証明に適しないものとして電子証明書の発行の請求をすることのできないこととされている。

- 第1 管轄登記所における事務の取扱い
 - 1 法第12条の2第1項の登記所の指定
 - (1) 法第12条の2第1項の指定は,各法務局又は 地方法務局からの報告に基づき,必要な準備が整 った登記所から,順次,行われる。
 - (2) 指定を受けた登記所(以下「管轄登記所」という。)は、法第12条の2第1項の規定により電子認証に関する事務を取り扱う旨を庁内の見やすい場所に掲示しなければならない。
 - 2 電子証明書の発行の請求
 - (1) 電子証明書の発行の請求をすることができる者 規則第33条の6第1項の請求(以下「電子証 明書の発行の請求」という。)をすることができる 者は、管轄登記所に印鑑を提出した者である(法 12条の2第1項本文)が、以下の者については 、この証明に適しないものとして電子証明書の発 行の請求をすることのできないこととされている

_

[ア~コ 略]

 $\lceil (2) \sim (3)$ 略 \rceil

(4) 調査

ア 登記官が申請書を受け取ったときは、遅滞なく、申請書及び電磁的記録に記載・記録された 全ての事項を調査しなければならない。この場合において、登記官は、申請人が規則第9条の 規定により提出した印鑑及びその<u>被証明事項</u>を 記載した調査票を作成するものとする。

「イ~オ 略]

- (5) [略]
- (6) 電子証明書の番号の告知
 - ア 登記官は、電子認証登記所から電子証明書の番号が通知されたときは、申請人にその番号を記録した書面を交付する等、適宜の方法をもって告知し、電磁的記録媒体を申請人等に返還するものとする。この際、口頭で会社・法人名の確認を行う等により電磁的記録媒体を第三者に返還することのないように、留意しなければならない。

「ア~コ 同左]

「(2)~(3) 同左]

(4) 調査

ア 登記官が申請書を受け取ったときは、遅滞なく、申請書及び電磁的記録に記載・記録された全ての事項を調査しなければならない。この場合において、登記官は、申請人が法第12条又は第20条の規定により提出した印鑑及びその印鑑届出事項を記載した調査票を作成するものとする。

「イ~オ 同左〕

- (5) [同左]
- (6) 電子証明書の番号の告知
 - ア 登記官は、電子認証登記所から電子証明書の番号が通知されたときは、申請人にその番号を記録した書面を交付する等、適宜の方法をもって告知し、電磁的記録媒体を申請人等に返還するものとする。この際、電磁的記録媒体を第三者に返還することのないように、留意しなければならない。

また、申請書には、整理番号を記載するとと

また、申請書には、整理番号を記載するとともに押印するものとする。

なお,電子証明書の発行の請求をする者は, 郵送により電子証明書の番号の告知を請求する ことができる。この場合においては,郵送料を 郵便切手で納付しなければならない。

イ 「略〕

立 前記ア及びイにかかわらず、規則第101条 第1項第3号の規定により電子情報処理組織を 使用してする電子証明書による証明の請求(以 下「電子証明書オンライン請求」という。)に あっては、電子証明書の番号を記録したお知ら せを登記・供託オンライン申請システムに掲示 する方法によりするものとする。この場合には 、電子証明書の番号を記録した書面を申請書に 合綴するものとする。

(7) 「ア~ウ 略]

<u>工</u> 電子証明書オンライン請求にあっては、前記 アのほか、電子情報処理組織を使用して取下げ に係る情報を登記所に提供する方法によっても することができる。 もに押印するものとする。

なお、電子証明書の発行の請求をする者は、 郵送により電子証明書の番号の告知を請求する ことができる。この場合においては、郵送料を 郵便切手で納付しなければならない。

イ 「同左〕

[ウを加える。]

(7) [ア〜ウ 同左] 「エを加える。]

2 電子証明書の使用の廃止の届出

電子証明書の発行を受けた者は、その証明期間(法12条の2第1項第2号の期間をいう。以下同じ 。)中電子証明書の使用の廃止の届出をすることが できることとされた(法12条の2第7項)。

電子証明書の使用の廃止の届出は、別紙第2号様式又はこれに準ずる様式の届出書によるものとする

電子証明書の使用の廃止の届出について、代理人 によってすることができること及び郵送によってす ることができることは、前記1と同様である。

登記官が電子証明書の使用の廃止の届出書を受け取ったときの事務処理は、前記1と同様である。

3 電子証明書の使用再開の届出

後記第2の3の電子証明書の使用の休止の届出を した者は、電子証明書の使用を再開したときは、電 子証明書の使用再開の届出をすることができること とされた(規則33条の13第5項)。

電子証明書の使用再開の届出は、別紙第3号様式 又はこれに準ずる様式の届出書によるものとする。

電子証明書の使用再開の届出について、代理人に

3 電子証明書の使用の廃止の届出

電子証明書の発行を受けた者は、その証明期間(法12条の2第1項第2号の期間をいう。以下同じ。)中電子証明書の使用の廃止の届出をすることが できることとされた(法12条の2第7項)。

電子証明書の使用の廃止の届出は、別紙第2号様式又はこれに準ずる様式の届出書によるものとする

電子証明書の使用の廃止の届出について、代理人 によってすることができること及び郵送によってす ることができることは、前記2と同様である。

登記官が電子証明書の使用の廃止の届出書を受け取ったときの事務処理は、前記2と同様である。

4 電子証明書の使用再開の届出

後記第2の3の電子証明書の使用の休止の届出を した者は、電子証明書の使用を再開したときは、電 子証明書の使用再開の届出をすることができること とされた(規則33条の13第5項)。

電子証明書の使用再開の届出は、別紙第3号様式 又はこれに準ずる様式の届出書によるものとする。

電子証明書の使用再開の届出について, 代理人に

よってすることができること及び郵送によってすることができることは、前記1と同様である。

登記官が電子証明書の使用再開の届出書を受け取ったときの事務処理は、前記1と同様である。

4 識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出電子証明書の発行を受けた者は,識別符号(休止届出用暗証コード)を変更したときは,識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出をすることができることとされた(規則33条の14第1項)。

識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出は、別紙第4号様式又はこれに準ずる様式の届出書及び告示第4に定める方式に従って必要な事項を記録した電磁的記録を提出してしなければならない。

識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出について、代理人によってすることができること及び郵送によってすることができることは、前記1と同様である。

登記官が識別符号(休止届出用暗証コード)の変 更の届出書を受け取ったときの事務処理は、前記<u>1</u> と同様である。

5 電子証明書の再発行

よってすることができること及び郵送によってすることができることは、前記2と同様である。

登記官が電子証明書の使用再開の届出書を受け取ったときの事務処理は、前記2と同様である。

<u>5</u> 識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出電子証明書の発行を受けた者は,識別符号(休止届出用暗証コード)を変更したときは,識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出をすることができることとされた(規則33条の14第1項)。

識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出は,別紙第4号様式又はこれに準ずる様式の届出書及び告示第4に定める方式に従って必要な事項を記録した電磁的記録を提出してしなければならない。

識別符号(休止届出用暗証コード)の変更の届出について、代理人によってすることができること及び郵送によってすることができることは、前記2と同様である。

登記官が識別符号(休止届出用暗証コード)の変 更の届出書を受け取ったときの事務処理は、前記<u>2</u> と同様である。

6 電子証明書の再発行

(1) 登記所の管轄変更により管轄登記所に変更が生じた場合

「ア~イ 略]

ウ 電子証明書の再発行の請求について、代理人 によってすることができること及び郵送によっ てすることができることは、前記<u>1</u>と同様であ る。

工「略]

- (2) [略]
- (3) 規則第33条の19の規定による再発行の請求の場合

[ア~イ 略]

- ウ 電子証明書の再発行の請求について、代理人 によってすることができること及び郵送によっ てすることができることは、前記<u>1</u>と同様であ る。
- エ 登記官が電子証明書の再発行の申請書を受け 取ったときの事務処理は、前記<u>1</u>と同様である が、登記官は、必要に応じて発行請求の手続を 行った管轄登記所から電磁的記録を取り寄せる など管轄登記所に保存されている電磁的記録を

(1) 登記所の管轄変更により管轄登記所に変更が生じた場合

[ア~イ 同左]

ウ 電子証明書の再発行の請求について、代理人 によってすることができること及び郵送によっ てすることができることは、前記<u>2</u>と同様であ る。

エ「同左〕

- (2) 「同左〕
- (3) 規則第33条の19の規定による再発行の請求の場合

[ア~イ 同左]

- ウ 電子証明書の再発行の請求について、代理人 によってすることができること及び郵送によっ てすることができることは、前記<u>2</u>と同様であ る。
- エ 登記官が電子証明書の再発行の申請書を受け 取ったときの事務処理は、前記<u>2</u>と同様である が、登記官は、必要に応じて発行請求の手続を 行った管轄登記所から電磁的記録を取り寄せる など管轄登記所に保存されている電磁的記録を

用いて,当該電磁的記録の内容を申請書に記載された内容に修正の上,再発行手続を行うこととなる。この場合,再発行される電子証明書の証明期間の終期は,従前の電子証明書のそれと同一とする。

<u>6</u>∼<u>8</u> [略]

9 電子証明書オンライン請求

電子証明書オンライン請求の取扱いについては、 この通達によるほか、商業登記オンライン申請等事 務取扱規程(平成24年3月30日付け法務省民商 第886号当職通達)によるものとする。 用いて、当該電磁的記録の内容を申請書に記載された内容に修正の上、再発行手続を行うこととなる。この場合、再発行される電子証明書の証明期間の終期は、従前の電子証明書のそれと同一とする。

<u>7</u>~<u>9</u> [同左] 「9を加える。]

第2 [略]

第 2 [同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

電子証明書発行申請書

法務局 東京法務局 支局・出張所 (経由)

年 月 日

				 印紙貼付欄
会社法人等番	号			・収入印紙は割印をし
商号(名 称)				ないでここに貼ってく ださい。
本店(事務所)				・登記印紙も使用することができます。
				・印紙を貼りきれないときは、この用紙の裏
被資格				面に貼ってください。
明 氏 名 者				
生年月日	大・昭・平・令・西暦	年 月	日生	
証明期間(月数)	•	手数料		
※○で囲んでください	<u> </u>		円	
	単位で最長27か月です。手数料は、記ま、その超える期間3か月当たり1,8)ときは2,500円, となります。	
申請人	り電子証明書の発行を請求			
被証明者 氏名		(登記所)	に提出した印鑑)	
本 人				
住所 代理人				
氏名				
注 被証明者本人の印録 代理人が申請する と	監欄には, 登記所に提出した印鑑 を ときは,代理人欄に住所・氏名を記載	鮮明に押印してくだ 載し、委任状に所定	ごさい。 ご事項を記載し,	
被証明者本人が登記所	听に提出した印鑑 を押印してください 	, · · ·		
(住所)	委 任 状			
(氏名)				
1. 電子証明書	者を代理人と定め,次の権限 発行申請に関する一切の件	見を委任します	0	
電子証明書	証明期間 か月 月 日			
商号(名 称)	•			
本店(事務所)		٢	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
資格・氏名			登記所に提出した印鑑	
整理番号	受付・告知年月日	担当者印		

電子証明書使用廃止届

年 月 日

法務局 東京法務局 支局・出張所 (経由)

会	社 法	人等	番号																		
商	号(名	称)																			
本原	吉(事涯	务所)																			
被証	資	格																			
証明者	氏	名																			
18	生年	月日	大・昭	• 平•	令。	・西暦	季	4	年	月		日生	Ė								
É	電子証 (シリ		の番号 番号)																		
届日	上記 出人	のと:	おり電子	証明書	きの何	吏用 ⊄)廃山	上を月	届けと	出まっ	r.										
被討	正明者	氏名	ı														(登記	所に提	出し	た印鑑	į)
本	人																				
代理	里人	住所	ŕ																		
		氏名	i																		
代		届け出る	印鑑欄には, るときは, 代 ごさい。										記載	ι,	被証	明者	本人が	3登記]	所に	是出し	した
	(住)	折)					委		任	丬											
	(氏/																				
	私は,	上記 電子記	Lの者を代 明書使用 明書の番	廃止	届出	に関	する	一切			ます	0									
商	i号(名	年 称》		日																	
本	店(事	務所))													ſ	登記i	所に提	<u>ш</u>]		
資	格•	氏名													印	Į	した				
整	理番	号		受付	・ 설	- 5知年	F月 F	1			担当	者印									

電子証明書使用再開届

年 月 日

法務局 東京法務局 支局・出張所 (経由)

会	社 法	人 等	番号																
商	号(名	称)																	
本	店(事	務所)																	
被証	資	格																	
明者	氏	名																	
	生年	月日	大・昭	· 平·	令・	・西暦	季	£	F	月		日生	Ē						
1		明書アル	の番号 番号)																
届	上記 出人	このと	おり電子	証明書	書の値	吏用 ⊄)再開	を履	量けと	出まっ	す。								
被詞	证明者	氏名	i													(登記)	所に提出	出した月	印鑑)
本	人																		
\vdash		住所	ŕ																
代	理人	氏名	, 1																
代		届け出	印鑑欄には, るときは, f ださい。										己載し	,被証	明者	本人が	登記所	折に提	出した
	(住)	所)					委	i	任	ł	犬								
	(氏:																		
	1.1	電子記	己の者を代 E明書使用 E明書の番	再開	届出	に関	する	一切	の件		ます	0					_		
商	号 (名	年 称		日															
	<店(事 ₹格・)											印	[・ 登記 した F	所に提	ш]	
	1117	八石												Н	<u></u>	UCF	一直	J	
整	理番	号			受付	• 告	知年	月日			-	担	当者	印	$\frac{1}{2}$				

識別符号(休止届出用暗証コード)の変更届

年 月 日

法務局 東京法務局 支局・出張所 (経由)

Λ 11	No. 1 date	π. Π														
-	法人等	番 号														
商号((名 称)															
本店((事務所)															
. /-																
被証	資 格															
	氏 名															
	上年月日	大・昭・	平・令	・西暦		年	月		日生	Ē						
Æ :	7 to 111 to 1	о <u>т</u> . П														
	子証明書 シリアル:															
	上記のと	おり識別符	午号 (休)	上届出用	暗部	コー	ド) の)変更	「を旨	計り	H ± 7	<u> </u>				
届出人		> hib/ \0.1.1	1 .A (NI-T	⊷ /ш µц /1	4 1-12 HTT	•	. , .	-	/8	4 1 / L	16	, °	(登記司	所に提出	{ *	1分割
被証明	古 氏名	i											(金币)	7 (⊂17ЕД	10/21	小班./
本	人															
	住所	ŕ														
代理》	人 氏名	<u> </u>														
	14.1															
		印鑑欄には, るときは,代								己載し	,被訕	E明者	本人が	登記所	に提	出した
	押印してく															
					委	任	妆	<u> </u>								
((住所)															
	(氏名)		-m I) -l-	w w	- Len	n	<i></i>	. 1. 1-								
	. 識別名	己の者を代 F号(休止	届出用暗	証コー	ド) 0	の変更				一切	の件					
	電子記年	E明書の番 E 月		アル番	号)_									_		
商号	·(名 称)		н													
	(事務所)															
	・氏名										印		登記月した日	所に提出 の鑑	#]	
N TE	. ~~										-	Ļ		1- MIL	J	
整理	番号		受付	寸・告知	年月	日				担当	当者日	;n				

電子証明書再発行申請書 別紙第5号 年月日

法務局

支局・出張所(経由)

	<i>/</i> N/ <i>/</i> N	法務局																				
会	社法	人等番号																				
商号	号(名	称)										(表音	等)									
本品	ち(事系	务所)																				
被証	資	格																				
明者	氏	名		(表音等)																		
	生年	月日	7	大・日	诏•	平•	令·	西暦		年		月		日生								
いる	主 表音等欄は,商号(名称)若しくは氏名の表音等のローマ字表記を新たに記載する場合又は失効した電子証明書に記録されている商号(名称)若しくは氏名の表音等のローマ字表記を変更する場合のみ記載してください(定款等ローマ字表記を証明する書類が必要となる場合があります。)。																					
		明書の番号 アル番号)																				
注 失	効した	電子証明書の																				
上記のとおり電子証明書の再発行を請求します。 申請人																						
	田者 人	氏名									(登)	記所に	提出し	た印鑑) }	に 鍵 さ代,	, 登 が が 理 代理 代理	2所に打印に押印 は申請で 機に値	か 即 出 し て と ・ に 形 氏 に に に に に に に に に に に に に			
代:	理人	住所														者本	人が狙	記所に	被証明 と 提出 し てくださ			
		氏名																				
私]	1. 電電) 上記の者を作 子証明書再 子証明書の 年 月	発行 番号	申請・(シ	にほ	目する	5 — ţ	限を		状しま							-					
	生(事系													r	in in			に提出	[
貸革	各・日	5 名					多什。							担当	和	_	した印	鑑	J			